

【業務紹介】海技者のためのフロン類技術者講習について

○松崎 範行*

1. はじめに

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下、フロン排出抑制法という。）が、平成25年6月12日に公布され、平成27年4月1日より全面施行となった。この法律では、第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）の定期点検を実施する者及びフロン類の充てん等を実施する者は、「十分な知見を有する者でなければならない」と規定している。

これにより、従来の海技資格（海技士免状）で対応可能であった船内におけるフロン類の充てん及び回収等の作業が実施できなくなっている状況にあり、洋上でトラブルに対処できず、緊急入港を余儀なくされるケースもある。この対策として、海技者がフロン排出抑制法の「十分な知見を有する者」と見なされるようにする必要がある。

今般、海技教育機構では、環境省及び経済産業省の認定を受け、海技者に対して「十分な知見を有する者」を担保するための講習を開講する。本講習を受講、修了試験に合格し、修了証書を付与されれば、「十分な知見を有する者」として船内におけるフロン類の充てん及び回収等の作業ができるようになる。

2. 十分な知見を有する者

ここでいう「十分な知見を有する者」とは、表1に示す分類となる。

表1 十分な知見を有する者に当たる水準の例¹⁾

<p>A. 冷媒フロン類取扱技術者*1</p> <p>B. 一定の資格*2を有し、かつ、点検/充てんに必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者*3</p> <p>C. 十分な実務経験(3年以上)を有し、かつ、点検/充てんに必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者*3</p> <p>*1 第一種は一般社団法人・日本冷凍空調設備工業連合会が、第二種は一般財団法人・日本冷媒・環境保全機構が認定した者</p> <p>*2 例えば、冷凍空調技士(日本冷凍空調学会)、高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械(高圧ガス保安協会)、冷凍空気調和機器施工技能士(中央職業能力開発協会)、高圧ガス保安協会)、冷凍空調施設工事事業者の保安管理者(高圧ガス保安協会)、自動車電気装置整備士(全国自動車電装品整備工組連合会・日本自動車整備振興会連合会)などの資格</p> <p>*3 環境省及び経済産業省において適合性を確認された講習</p>

本講習は、「十分な知見を有する者」を担保するために、海技資格（5級海技士以上）を保持する者が既に有してい

る知識等を補てんして、表1の「B」に該当する、として環境省及び経済産業省から認定を受けている。

3. 海技者のためのフロン類技術者講習

当機構海技大学校において、図1に示すテキストを編集発行し、これを用いた講習を受講した者に修了試験を課す。



図1 海技者のためのフロン類技術者講習テキスト

講習は、乗船勤務や休暇中の船員が受講できるよう通信教育によるほか、芦屋市の海技大学校で座学を受講することもできる（希望者数が催行規定数に達した場合）。

修了試験は4択式で、70%以上の正答率で合格となる。

4. おわりに

海技教育機構で開講する、海技者のためのフロン類技術者講習について、最新の状況を報告する。

参考文献

- 1) 環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室、経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室：フロン排出抑制法に係る知識等の習得を伴う講習の確認申請要領、2016年4月15日

* 教授 教育研究課